

倫理委員会規程

第1条（目的）本規程は、日本農業経済学会倫理綱領・行動規範に定める倫理委員会の運営に関して具体的事項を定める。

第2条（委員会の構成）委員会は、5名程度の委員で構成し委員長をおく。

第3条（委員および委員長の選出）会長または会長に代わる理事は、会員の中から委員および委員長を選出し、理事会に報告する。また、必要に応じて会員外から委員を選出することもできる。委員および委員長を選出した時をもって、倫理委員会立ち上げとみなす。

第4条（委員会の任務）委員会は、倫理綱領・行動規範に則して問題のある行動があった会員の対処方針に関して検討する。

第5条（委員会の検討結果の報告）委員長は、委員会の検討結果を、理由を添えて理事会に報告する。

第6条（委員および委員長の任期）委員および委員長の任期は、倫理委員会立ち上げ時に開始し、委員会における検討が完了した時をもって終了する。

第7条（対処方針の決定）対処方針の決定は、倫理委員会の報告を受け、理事会が行う。

第8条（業務担当）本規程に関する業務は総務担当の副会長および常務理事が担当する。

第9条（改正）本規程の改正は理事会で決定し、総会に報告する。

附則

この規程は2022年3月25日より施行する。